

(案)

番 号

年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパンにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成18年7月25日付け平成17・07・07原第42号（平成18年12月1日付け平成17・07・07原第42号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎の部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパンにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）

第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請は、核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではあるが、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る工事に要する資金は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。